

ミツヒロニュース



紅葉の季節です。これからの社会のキーワードは、「双方向でオープンでフラット」という記事を読みました。社会構造が「支配型のピラミッド型」から、「皆が同じように存在して生きていくフラットな社会」に変わりつつあり、消費者と生産者が一体となって物作りをすることも、その一つと言えます。新しい考え方として、捉えて頂ければと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇非上場株式の
相続税評価額が急上昇!!
- ◇上場株式等の売却は年内に!
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(20)
「推計課税とは?」
- ◇年末調整の季節が来ます
- ◇あとがき
ハッピーアイテム

非上場株式の相続税評価額が急上昇!!

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等

(単位:円)

昨年末の衆議院選挙を契機に、株価は上昇局面を見せています。

9月末時点で日経平均株価は、昨年末10,395円18銭が、14,455円8銭となっています。上昇率は39%です。

また、今年公表された相続税贈与税の計算の基礎となる業種目別類似業種比準価額計算上の株価によると、「平成24年平均株価」と「平成25年4月～6月迄の株価の平均値」は、右記の表の通り、ほとんどの業種目で上昇をしています。

このことは、取引相場のない株式等(以下「自社株」といいます。)の相続税評価額(類似業種比準価額)を計算する場合の類似業種の株価も影響し、次年度以降大きく値上がりする可能性があります。

業種目	株価					
	平成24年平均(B)	4月分	5月分	6月分	平成25年平均(A)	比較 A÷B
建設業	109	153	162	147	154	141%
製造業	179	239	261	237	246	137%
食料品製造業	298	353	374	350	359	120%
印刷・同関連業	98	127	136	122	128	131%
プラスチック製品製造業	101	134	154	139	142	141%
金属製品製造業	216	288	292	272	284	131%
輸送用機械器具製造業	159	219	242	217	226	142%
情報通信業	300	456	528	473	486	162%
運輸業、郵便業	154	213	217	195	208	135%
卸売業	141	180	191	176	182	129%
小売業	215	287	310	289	295	137%
飲食料品小売業	220	261	272	262	265	120%
無店舗小売業	400	603	746	736	695	174%
不動産業、物品賃貸業	207	410	423	354	396	191%
不動産取引業	172	427	428	346	400	233%
不動産賃貸業、管理業	297	510	522	450	494	166%
広告業	628	997	1070	1055	1,041	166%
宿泊業、飲食サービス業	243	343	367	338	349	144%
飲食店	248	343	370	342	352	142%
教育、学習支援業	318	384	413	386	394	124%
医療、福祉(医療法人を除く)	194	370	437	334	380	196%
その他の産業(医療法人を含む)	196	281	305	275	287	146%

(次頁へつづく)

1. 類似業種比準方式の計算方法

類似業種比準方式は、同族会社であっても、上場会社に準ずるような規模の会社については、上場会社の株式との整合性を保つため、その会社の事業内容と類似する上場会社の株価に次の3つの比準要素の比準割合などを乗じて計算します。

- ① 1株当たりの年配当金額
- ② 1株当たりの年利益金額
- ③ 1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

$$A \times \frac{\frac{B}{C} + \frac{D}{E} \times 3 + \frac{F}{G}}{5} \times \text{斟酌率} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

A：類似業種の株価

ⓑ：評価会社の直前期末における1株当たりの配当金額

ⓒ：評価会社の直前期末以前1年間における1株当たりの利益金額

ⓓ：評価会社の直前期末における1株当たりの純資産価額（帳簿価額による）

B：課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

C：課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

D：課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額による）

* 斟酌率：大会社 0.7、中会社 0.6、小会社 0.5

2. 類似業種の株価の選択

類似業種の株価は、課税時期の属する月以前3ヵ月間の各月の類似業種の株価のうち、最も低いものとされます。ただし、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価によることができます。平成25年1月以降、上場会社の株価は大きく上昇しています。当然、類似業種比準価額を求める場合の類似業種の株価も同様に大きく上昇しています。

そのため、平成25年中の贈与(または相続)があった場合には、類似業種の株価が上昇する以前の「平成24年平均株価」により類似業種比準価額を計算することができるため、自社株の相続税評価額は低めに算出されます。

平成26年1月以後の贈与(または相続)があった場合には、相続税評価額が高くなる可能性がありますので、弊社担当者へご確認いただければと思います。

なお、類似業種の比準要素の配当金額等は、その前年の決算に基づいて算定されるため、その影響は2年後に出てきます。この点は注意してください。

3. 影響額（事例、類似業種を選択することができる大会社）

- 1) A株式会社：3月決算、自動車部品製造業
- 2) 資本金 1000万円（発行済株式数 20万株）
- 3) 株主 父 19万株／長男 1万株
- 4) 会社規模区分 大会社
- 5) 類似業種比準価額の比準要素
 - ①類似業種の比準要素 i.配当金額 3.1円 ii.利益金額 19円 iii.純資産価額 229円
 - ②A株式会社の比準要素 i.配当金額 10円 ii.利益金額 200円 iii.純資産価額 5,103円
- 6) 類似業種比準価額の計算における1株あたりの相続税評価額

①平成25年11月～12月中に贈与する場合

- ・類似業種の株価（平成24年平均株価を選択）159円
- ・類似業種比準価額の計算

$$159 \text{円} \times (10 \text{円} \div 3.1 \text{円} + 200 \text{円} \div 19 \text{円} \times 3 + 5,103 \text{円} \div 229 \text{円}) \div 5 \times 0.7 = 1,270 \text{円}$$

②平成 26 年 1 月～3 月中に贈与する場合

- ・類似業種の株価（平成 25 年 4 月～6 月平均）226 円
- ・類似業種比準価額の計算（比準要素は、前年度の決算に基づいて計算されるため、変動する可能性がありますが、今回は 3 比準要素の変動はないものと仮定）

$$226 \text{ 円} \times (10 \text{ 円} \div 3.1 \text{ 円} + 200 \text{ 円} \div 19 \text{ 円} \times 3 + 5,103 \text{ 円} \div 243 \text{ 円}) \div 5 \times 0.7 = 1,765 \text{ 円}$$

③比較

平成 25 年中 1,270 円

平成 26 年以降 1,765 円 (138.9%)

1 万株贈与すると・・・今年 $1,270 \text{ 円} \times 1 \text{ 万株} = 12,700,000 \text{ 円}$

”・・・来年 1 月～3 月 $1,765 \text{ 円} \times 1 \text{ 万株} = 17,650,000 \text{ 円}$

7)事業承継対策のポイント

非上場株式の移動（贈与・譲渡等）は、平成 25 年 12 月末日までが有利です。

- 貴社の業種分類と、本年の類似業種比準価額の上昇率を確認してください。
- 全ての業種において、平成 24 年平均株価の方が低い現状となっています。平成 25 年 12 月末日までの贈与等については、平成 24 年平均株価で計算した自社株式の評価額で株式を移動することが可能です。
- 平成 25 年 12 月末日までに贈与又は、譲渡をした場合は、平成 26 年 3 月に株式の贈与税・譲渡所得税の申告・納税が必要です。

詳細については、弊社担当者までご連絡ください。

上場株式等の売却は年内に！

個人が上場株式等の配当を受け取る際には、一定の源泉税が差し引かれます。この場合の源泉税率は本来 20%（所得税 15%・住民税 5%）であるべきところ、軽減税率 10%（所得税 7%・住民税 3%）が適用されています。平成 25 年 1 月 1 日以後の配当であれば復興特別所得税が上乗せされるため、実際には 10.147%（所得税 7.147%・住民税 3%）が差し引かれます。

これは、個人が上場株式等を売却した際に発生する譲渡益に対しても同様です。譲渡益に対して軽減税率（10.147%）が適用されています。

この軽減税率が、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止されることとなりました。

これにより平成 26 年 1 月 1 日以後の上述に係る税率はいずれも、復興特別所得税を上乗せすると 20.315%（所得税 15.315%・住民税 5%）となります。

いくら負担が増える？

平成 25 年分と 26 年分の税負担の差を次のケースで確認しましょう。

ケース：上場株式等を売却し、100 万円の譲渡益が発生した場合

[平成 25 年分] $1,000,000 \text{ 円} \times 10.147\% = 101,470 \text{ 円}$
[平成 26 年分] $1,000,000 \text{ 円} \times 20.315\% = 203,150 \text{ 円}$ } **101,680 円負担**

上ケースは上場株式等の譲渡益ですが、上場株式等の配当を受け取る場合でも同様です。税の負担が 2 倍程度に増えることとなります。

上場株式を保有されている方は、試算をしていただき、売却が有利な場合には、年内に手続きを行ってください。



イザというとき慌てない **税務調査の基礎知識**

シリーズ 20. 「推計課税とは？」

税務調査を受けていると、困った状況になることがあります。調査官の質問に回答するための資料が見つからないような場合です。悪気があって捨てたわけではないにせよ、資料が無ければ回答のしようがなく、税務調査自体も進みません。法律では、このようなケースに備えて「**推計課税**」という制度を設けています。

この「推計課税」は、悪気があって資料等を破棄した者に課税できるようにする、悪意はないにしろ、資料等がない場合に正しい税額を算出することなどを目的としており、何か特定の金額・割合から推計で税額を算出します。

また、「推計課税」が適用されるのは、内国法人（居住者）であること、青色申告者ではないこと、更正（決定）するためであること、この3つの要件が揃った場合に限られます。

しかし、税務調査の現場では、調査官が無理にでも「推計課税」を使って課税しようとするケースがあるので注意が必要です。

たとえば、飲食店を数店舗営む会社で考えてみましょう。飲食店の場合、一般的には、店舗ごとの粗利率（粗利益÷売上）が大きく違うことはありません。調査官は、この点に着目し、「なぜこれほど店舗ごとに粗利率が違うのか？」「粗利率が低い店舗で売上を除外しているのではないか？」「原価を水増ししているのではないか？」と疑い、「適正な粗利率を算出して、全店舗それに合わせてください。」などと、「推計課税」を強要してくることもあるのです。

しかし、この指摘に、決定的な証拠があるわけでもなく、あくまで理論上から疑っているにすぎません。客層が違う、割引券を発行しているなどの理由で、店舗ごとの粗利率がかい離することも十分に考えられます。ですから、青色申告をしている会社であれば、適用要件に該当しないのですから、調査官の指摘に従って、「推計課税」を根拠とした修正申告に応じる必要はないのです。

この要件は、ぜひ知っておいてもらいたいものです。

参考文献： ■国税庁HP ■Mykomon

年末調整の季節が来ます

年末調整の計算は 12 月に行いますが、早めに準備に取りかかっていると、年末に慌てることのないでしょう。今月には税務署から手続書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってまいりましょう。

あしがき

紅茶が大好きな下田です。先日もつい買ってしまいました。可愛いボックスに一目惚れして、中に30種類ものフレーバーティーが入っていると聞き心をわし掴みにされ、限定品！という言葉にドメを刺されてしまいました。1ヶ月の間、毎日違う香りが楽しめる♪と思うだけで、嬉しくなります。私にとって紅茶は、ハッピーアイテムの一つです。カップ一杯の紅茶で、気持ちが明るく前向になって、元気が沸いてきます。ささやかなことで、幸せ気分♪きっと、誰にでも、そうしたハッピーアイテムが有ると思います。あなたのハッピーアイテムは何ですか？



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営設計
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

